

令和 7 年 10 月 8 日

議会議長 鈴木 晴範 様

懲罰特別委員会
委員長 土屋 学

懲罰特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事犯は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので函南町議会
会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1 開催日 令和 7 年 9 月 16 日（火）及び令和 7 年 9 月 19 日（金）

2 委員の出席状況 委員全員出席

3 審査事件

懲罰動議の審査について

4 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべき事犯であると認める。

5 懲罰処分の種類

地方自治法第 135 条第 1 項第 1 号の公開の議場における戒告とする。

6 理 由

本委員会において、参考人として議会運営委員長及び杉村清議員に出席を要請し、これまでの経緯を確認しながら各委員により慎重な審査を行った。

審査の結果として、杉村清議員は令和7年（第3回）9月定例会第1日目、9月10日の一般質問において、議会の秩序及び品位を著しく損なう発言を行ったことは懲罰を科すべき事犯であると認めるという結論に至った。

懲罰の種類については、議場での弁明や委員会での謝罪の発言があったこと等を考慮し、地方自治法第135条第1項第1号の公開の議場における戒告とすることに決定した。